

第 1 4 期第 2 0 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 7 年 2 月 27 日（木）午後 2 時

場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第 2 常任委員会会議室

第14期第20回 札幌市農業委員会総会 出席者名簿

議 席	氏 名	出 欠
1	生 野 隆 雄	出 席
2	山 本 和 夫	出 席
3	藤 井 徹	出 席
4	大 西 智 樹	欠 席
6	上 山 雅 彦	出 席
7	千 葉 悦 子	出 席
8	氏 家 正 喜	欠 席
9	平 佐 雅 勝	欠 席
10	橋 場 和 実	出 席
11	吉 田 長 幸	出 席
農地利用最適化 推進委員	遠 山 覚	議案第3号の調査 員として出席

事務局	事務局長 石橋 英二	
	次 長 佐々木 久美	
	振興係長 伊藤 哲也	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第1号	令和8年度農業政策と予算に関する要望について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第3号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第4号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第5号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	
報告第6号	令和6年度利用意向調査の結果について	

第 14 期第 20 回農業委員会総会 議事録

令和 7 年 2 月 27 日（木）

発 言 者	議 事 内 容
議 長	これより第14期札幌市農業委員会第20回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、大西委員、氏家委員及び平佐委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者 7 名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第 3 項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号10番の橋場委員と議席番号11番の吉田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案 3 件、報告 6 件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第 1 号「令和 8 年度農業政策と予算に関する要望」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 本件につきましては、石狩地方農業委員会連合会から意見を求められ、今年 2 月 3 日開催の合同連絡会において、農業委員及び推進委員の皆様北海道農業会議が作成した、資料 1 の「要望項目（案）」をお示しし、意見を募集していたところですが、意見はございませんでした。そのため、今回の「要望項目（案）」につきましては、「意見なし」として、石狩地方農業委員会連合会へ回答したいと考えております。 今後の流れですが、石狩管内の各農業委員会から提出された意見を石狩地方農業委員会連合会が取りまとめ、北海道農業会議に提出します。農業会議では道内の意見を取りまとめ、北海道としての要望を決定し、5 月に東京で開催予定の北海道選出国會議員要請集会において陳情・要請を行う流れになっております。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
藤 井 委 員	はい。
議 長	どうぞ。
藤 井 委 員	この要望は毎年やっていますが、どのくらい要望が叶っているのか、結果が分からないのですが、分かるようにできないでしょうか。
振 興 係 長	この要望につきましては、北海道農業会議として、北海道選出の国會議員に対し、北海道の農業の実情を知ってもらい、施策、予算への反映を要

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	請するというもので、直接、国や省庁に対する要望ではございません。昨年の要望と比較しますと、食料・農業・農村基本法の見直しが進められておりますが、その中で昨年要望していた項目がテーマとして盛り込まれており、さらに具体化されたものが計画の中で示されると思います。 資料１のとおり、要望項目につきましては、〇〇の構築や〇〇の確保など、抽象的な言い回しになっておりますので、何が反映されて、何が消えているのかは、見えにくくなっております。要望を続けていくことで、そういったことが叶っていくものだと考え、農業会議を通して、国会議員に対して、要望を行うということになっております。
藤 井 委 員	そういった要望の議事録など、要望が分かるようなものは開示されていないのでしょうか。
振 興 係 長	それはありません。
藤 井 委 員	なにか方法はないですか。分からなければ、私も国会議員に聞いてみます。
振 興 係 長	要請集会自体の記録は残っていると思いますが、国会議員が要望を受け止めて、どう反映させていくかということになります。 なお、本市からは、農業委員会長と事務局長が出席しておりますので、その際の報告書を供覧することはできます。
藤 井 委 員	もしできるのであれば、記録を見せてください。参考にしますので。
議 長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第１号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 ２ページの申請番号 30-302 番につきましては、賃借権設定でございます。借主はカボチャを生産する一般法人でございます。 場所でございますが、資料２－１の位置図をご覧ください。昨年 10 月 31 日に北嶋推進委員と事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料２－２の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第３条第２項の各号には該当しておらず、農地所有適格法人以外の法人等による貸借の要件である同法第３条第３項の各号に該当していることから、同法第３条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 貸借期間は１年間でございます。

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	続きまして、申請番号 30-303 番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はタマネギ等を生産する農家でございます。 場所でございますが、資料 3－1 の位置図をご覧ください。昨年 11 月 14 日に事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料 3－2 の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないため、同法第 3 条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 続きまして、申請番号 75-301 番につきましては、賃借権設定でございます。借主は申請番号 30-302 番と同一のカボチャを生産する一般法人でございます。 場所でございますが、資料 4－1 の位置図をご覧ください。昨年 11 月 28 日に事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料 4－2 の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しておらず、農地所有適格法人以外の法人等による貸借の要件である同法第 3 条第 3 項の各号に該当していることから、同法第 3 条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 貸借期間は 1 年間でございます。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長 議 長	異議がありませんので、議案第 2 号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第 3 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 3 ページの申請番号 20-639 番から 5 ページの 20-647 番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主は馬鈴薯等を生産する農家で、貸借期間は 3 年間でございます。 次に、6 ページの申請番号 30-647 番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家で、貸借期間は 2 年間でございます。 続きまして、申請番号 30-648 番につきましては、期間満了に伴う再設定

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	でございます。借主はタマネギを生産する農家で、貸借期間は３年間でございます。 続きまして、申請番号30-649番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家で、貸借期間は３年間でございます。 続きまして、申請番号30-651番につきましては、地区担当の遠山推進委員からご説明いたします。
遠 山 委 員	推進委員の遠山です。それではご説明いたします。 ６ページの申請番号30-651番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はトマト等を生産する農地所有適格法人でございます。 場所でございますが、資料５－１の位置図をご覧ください。昨年９月３日に私と事務局職員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料５－２の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。 貸借期間は５年間でございます。
振 興 係 長	次に、７ページの申請番号30-650番につきましては、北海道農業公社が農地売買等事業による所有権移転を行うものでございます。 農地売買等事業とは、農地中間管理機構である北海道農業公社が農地を買い入れて、農業者に対して一定期間貸付を行った後に売渡を行うものでございます。農業者への貸付につきましては５月の総会でお諮りする予定です。 場所でございますが、資料６－１の位置図をご覧ください。昨年の７月２３日に事務局職員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料６－２の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を取得する要件を満たしていると考えられます。 なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第３号につきましては原案どおり決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。 続いて報告事項に移ります。報告第１号から第６号について事務局から

発 言 者	議 事 内 容
議 長	説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 ８ページの報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出」について、東区で１件、南区で１件の届出がございました。届出書を審査した結果、いずれも適正であったことから受理したものでございます。 次に、９ページの報告第２号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は１社の農地所有適格法人及び１社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。 農地所有適格法人につきましては資料７をご覧ください。 報告書を審査した結果、農地法第２条第３項各号に定める４つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。 続きまして、農地所有適格法人以外の法人につきましては資料８をご覧ください。 報告書を審査した結果、農地法第３条第３項に定める２つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち１名以上の常時従事」を満たしていると認められます。
農 地 係 長	続きまして、10ページの報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、東区で２件、「賃借権の設定」を伴うものにつきまして、東区で１件の届出がありました。 これらの届出は、市街化区域内の農地を、住宅、店舗、駐車場に転用する目的で、権利の移転及び設定を行うもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 次に、11ページから12ページまでの報告第４号「現況証明」について、中央区で２件、北区で５件、東区で３件、白石区で３件、清田区で３件、南区で３件、合計１９件の申請がありました。 当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 次に、13ページの報告第５号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、東区で１件、白石区で１件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、すべて「非農地」として回答したものです。 最後に、14ページの報告第６号「令和６年度利用意向調査の結果」についてご説明いたします。昨年１２月３日開催の第１８回総会において報告

発 言 者	議 事 内 容
農 地 係 長	いたしました遊休農地について、利用意向調査を行い、その結果がまとまりましたので、ご報告いたします。 本調査は昨年 12 月から今年 1 月にかけて実施し、調査対象 56 件のうち、31 件の回答がありました。 このうち、農地中間管理機構の利用を希望する旨の意向が示された 11 件の農地の情報につきましては、すでに農地中間管理機構あてに通知しており、結果を待っている状況でございます。 このほか、「自ら売買・貸借先を見つける」が 1 件、「自ら耕作する」が 4 件、その他の意向が 15 件、未回答が 25 件となっております。 今後は、農業上の利用をするとの意向が示された土地について、内容どおり利用されているかなど、現地確認を行っていくことになります。 報告は以上でございます。
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和 7 年 3 月 25 日、火曜日、午後 2 時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第21回総会は令和 7 年 3 月 25 日、火曜日、午後 2 時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間 午後 2 時 00 分 終了時間 午後 2 時 20 分